

海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金

市内の事業所において新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を行った事業者に対し、その費用相当額を助成金として支給する、海津市独自の制度です。

助成金交付対象者

下記(1)~(6)すべての要件を満たす事業者。

- (1) 中小企業基本法上の中小企業者（個人事業主を含む）であること。
 - (2) 市内に事業所があること。
 - (3) 現に事業活動を行っていること。
 - (4) 国や岐阜県及び本市以外の地方自治体から同種の補助金等を受給していないこと。（2重に補助金等を受けることはできません。）
- ※岐阜県事業である飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金（以下「県補助金」といいます。）の交付申請中の人または交付を受けた人であっても、下記「助成金の額」で示すウ~オの備品に係る助成金を受けようとする場合は対象者になります。
- (5) 令和3年4月1日以降に感染防止対策としての備品を購入し、かつ、令和3年10月29日までに納品及び支払いが完了していること。
 - (6) 市税を滞納していないこと。

助成金の額

下記ア~オの購入代金の10/10。最大5万円まで(4万円+1万円)

- ・下記ア~ウの内で購入した物の合計額が4万円を超える場合、助成金の額は4万円になります。
- ・下記エ、オの内で購入した物の合計額が1万円を超える場合、助成金の額は1万円になります。

ア アクリル板等遮蔽物

ただし、着席時に頭を覆う程度の高さ以上の高さがあるものに限る

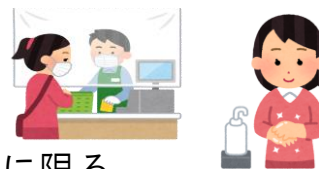
イ 客席等隔離用ビニールカーテン

ウ 二酸化炭素濃度測定器

エ 手指用消毒液

ただし、エタノール濃度が70%以上あるものに限る

オ 消毒液を自動又は手動で供給する装置（自動噴霧器、足踏み式など）



申請受付期間

令和3年7月1日(木)から令和3年10月29日(金)まで
ただし、期限前であっても予算に達し次第受付を終了します。

裏面に続きます。

申請方法

申請に必要な書類を商工観光課に持参してください。（原則郵送不可）
※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。また、商工観光課窓口でも配布しています。

申請に必要な書類

海津市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、購入内容明細書（様式第3号）のほか、以下に示す書類を一緒に提出してください。

- (1) 納品書、購入明細が確認できる書類及び領収書又は支払い証拠書類（振込依頼書、通帳、クレジットカードの利用明細書等）の写し
※購入（納品）及び年月日、購入品名、数量、金額がわかる書類
- (2) 実施状況がわかる写真（事業所の外観写真及び設置状況写真）
- (3) 市内に事業所があることが確認できる書類の写し
（営業証明書、営業許可証、開業届、事業所のパンフレット等）
- (4) 市税の未納がない証明書※海津市税務課で発行（有料）
- (5) 申請者本人であることを確認できる書類の写し※個人事業主のみ
（運転免許証、パスポート、個人番号カード（表面のみ）等）
- (6) 上記のほか、市長が必要と認める書類

交付対象外

以下のどれか一つでも当てはまる場合は交付対象者になりません。

- (1) 海津市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係がある者。
- (2) 県補助金の交付申請中の人または交付を受けた人で、**アクリル板等遮蔽物及び客席等隔離用ビニールカーテン**に係る助成金の交付を受けようとするとき。
- (3) 上記のほか、市長が適当でないと認めた場合。

制度の詳細やご不明な点は、市HPまたは下記まで問い合わせください。

問い合わせ、提出先

海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 商工観光課（東館 2 階）
電話 0584-53-1374 平日 8:30～17:00